

<川越市>

川越市議会2議員の違法寄附発覚か

—話題が出たと同時に、寄附者名簿訂正が発表された不思議—

同窓会への寄附は「公職選挙法違反」

さる5月12日（火）午前10時から、川越市役所本庁舎7階の第五委員会室で川越市議会運営委員会が開催された。議題は「議場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」、その他であった。この議運の中で「2名の自民党所属議員」が「高校の同窓会に寄附をしたのではないか」との疑念が話題となったのだ。

「議員は寄附をすることはできない。」 国会議員…県会議員…市会議員…町会議員…誰であろうと、議員が寄附をすることはできない。法律（公職選挙法）で決められている。政治家を志す者であれば、常識として知っている。

それなのに、川越市議会の2名の議員**「岸啓祐市議と小高浩行市議」**が「高校の同窓会に寄附をした」との情報、議運の席上で出てきたのだ。しかも、その疑念が出された当日に、問題の「高校の同窓会HP（ホームページ）上」で、寄附振込金の「振込先に間違いがあった」といった訂正がなされていた。

絶妙のタイミングで言い逃れが細工されたと見て当然である。

※5月12日の議運では、「自民党所属の2名の議員」として名前は公表されず議題に上がった。

議員の寄附は違法だぞ！

埼玉県内では平成17年（2005年）5月にも公職選挙法199条の「寄附行為」が発覚し、県議1名、市議6名、元市議1名の計8名が書類送検された事件があった。

この事件は平成 15 年 10 月に行田市で起きたものだ。8 名は行田市太井地区の地区体育協会などが主催する運動会で、それぞれ 3,000 円から 5,000 円程度を「参加費」という名目で寄附したという。その程度の参加費であれば問題ないのではと思われるかもしれないが、県議・市議ら 8 名以外の一般参加者は参加費を払っていない。これは明確に「寄附」に当たる。運動会から約 2 年後に送検されたが、それが当然の事件だった。県議・市議らが様々な名目で寄附を行うことは違法である。

数が多いわけではないが、上記以外にも議員の寄附行為が発覚して事件になった例はある。平成 27 年（2015 年）1 月には、兵庫県加西市で市長と県議ら 7 名が公職選挙法「寄附行為」で書類送検されている。この 7 名は母校の県立高校の「90 周年記念事業実行委員会」に、それぞれ 1 万円～2 万円を寄附したというものだ。事件発覚と同時に実行委員会は全額を市長らに返還している。

最近では、新型コロナウイルスの緊急経済対策費として国民全員に支給される 10 万円を寄附しようとしたが、公選法違反になることがわかって慌てて取り止めた話もあった。岸信介・佐藤栄作という首相兄弟を出したことで知られる山口県田布施町の話だ。田布施町議会の町議の一部が、国から国民全員に支給される 10 万円を「コロナ対策費」として町に寄附しようと考え、町議会に提出しようとしたが事務局から「寄附に当たる」と指摘され取り止めたものだ。

同窓会への「寄附？…終身会費？…」

冒頭に記した通り、川越市議会運営委員会が開催されるタイミングを見計らったかのように、川越高校同窓会 HP（ホームページ）に以下の告知がなされている。

（公財）川高同窓会奨学財団寄付者ご芳名者の訂正について
令和元年度のご芳者のうち、次の方を削除いたします。

高 2 0 回：岸啓祐氏、高 3 1 回：小高浩行氏

今回は3種類の振込用紙を添付しましたが、複雑すぎるとの声もありご迷惑をおかけしております。この方々は「終身会費」に納入すべきところ別の口座である「（公財）川高同窓会奨学財団」振り込まれました。お詫びして訂正いたします。（原文のまま）

この文面から判断すると、岸啓祐市議と小高浩行市議の2名だけが、同窓会終身会費を間違っ**て「同窓会奨学財団」**の寄付口座に振り込んでしまったということだ。

川越高校同窓会には膨大な数の同窓生がいると思われるが、なぜかこの2名だけが間違っ**た**口座に振り込んで**いる**。

今年5月になって事務局（または**当の2名**）がそれに気づき、「**奨学財団**」から「**終身会費**」の口座に移したということのようだ。もし本当に、たまたま2名の市議だけが間違っ**て「奨学財団」**に振り込んだのであれば、一旦は市議に返金し、市議が改めて「**終身会費**」に振り込むべきと思うが、ご本人も奨学財団もそうしなかった。

そこにも深い理由があったのではないかと思わざるを得ない。この点が重要だ。

「**寄付者名簿**」にその名が掲載された時点で2名の寄附は成立し、それが公表された「**売名行為が成立**」しているのだ。

ご本人たちは、「それは**川越高校同窓会事務局の事務上の手続きミス**」であると強弁するかもしれない。おそらくその主張のために「**寄附金の返金**」ではなく、「**事務局が奨学財団から終身会費の口座に移し替える**」必要があったと思われる。

真相を知るのは、当の2名の自民党議員と川越高校同窓会事務局だけだろう。

しかし常識的に考えてみると数多い同窓会のメンバーの中で、この2名だけにたまたま偶然に、ミスが起きるなど不自然極まりない。

前掲の「**(公財)川高同窓会奨学財団寄付者ご芳名者の訂正について**」の文面をじっくり読むと、その雰囲気が強く出ている。

(公財)川高同窓会奨学財団寄付者ご芳名者の訂正について

この方々は「終身会費」に納入すべきところ別の口座である「**(公財)川高同窓会奨学財団**」**振り込まれました**。お詫びして訂正いたします。 (一部抜粋)

「『**(公財)川高同窓会奨学財団**』**振り込まれました**」は「『**～**』**に振り込まれました**」と表記すべきところを「**に**」が抜けているが、「振り込まれました」は受動文なのか敬語表現なのか、実に微妙である。事務局は急ぎ慌てふためいてこの文章を書いたのだろうが、正しく表現するなら、

- 「(公財)川高同窓会奨学財団」に振り込まれておりました。
- 「(公財)川高同窓会奨学財団」にお振り込みいただきました。

このどちらかだろう。それ以外には考えられない。そのどちらにしても、振り込んだのはご当人「**2名の市議**」である。すると次に続く「**お詫びして訂正いたします**」と繋がらない。「**お詫び**」し、訂正しているとしたのは事務局なのだが、間違っ（本当は寄附だったのだから間違っなどいなかった）振り込んだのは「**市議**」である。

「**お詫び**」すべきは市議であり、訂正するのが事務局である。この文章からも「**2名の市議**」が、慌てて事務局にネジ込んだ様相が浮かび上がってくる。事務局こそ実のところ迷惑だったであろう。バタバタの辻褃合わせなど、川越市民は見たくない。

公職選挙法の「寄附禁止」が意味するもの

公職選挙法第 199 条では寄附を禁止している。第 199 条は全 5 項からなり、それぞれが細分化されて長文のため、全文掲載は控える。

その本質は「**寄附による売名行為を禁止**」していることだ。

昨年度、岸啓祐市議と小高浩行市議の 2 名の市議だけが、間違っ「**同窓会奨学財団**」の寄附口座にカネを振り込んだ。2 名の市議の名は「**川高同窓会奨学財団寄附者ご芳名**」の名簿上に発表された。既にこの時点で「**寄附による売名行為**」が成立している。日本中のあちこちで過去に、議員が寄附をして発覚する事件が起きている。

その際、全ての例で寄附金は返金されているが、全て送検されている。

「**カネを戻せば**」済むという問題なのではない。売名行為があったか否かである。

2 名の市議の名が「**奨学財団寄附者ご芳名**」の名簿上に載った時点で、2 名の売名行為は成立している。数多い同窓会のメンバーの中で、絞り上げたように 2 名の市議だけが偶然のミスであったなどとは嘖飯もので、明らかな作為である。

当該市議らは今回の問題に関して、川越高校同窓会事務局の手を借りず、自らの不法行為は自らを以て潔く決着を付けよ。

議員は市民から選ばれた選良である。法を厳守して当然で逃避するなどは慮外の行為である。従って川越市議会は、当該問題の決着は両市議に辞職勧告を決議すべきである。■